

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(13) (省 略) <u>(14) 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。</u> 第 3 税関発給コードの発給対象 税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。 (1) 税関輸出入者コードにあつては、輸出入者。ただし、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有しない者であつて、税関事務管理人を定めない輸出入者<u>及び法人番号の指定を受けた輸出入者</u>を除く。 (2) (省 略) 第 4 (省 略)	第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(13) (同 左) 第 3 税関発給コードの発給対象 税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。 (1) 税関輸出入者コードにあつては、輸出入者。ただし、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有しない者であつて、税関事務管理人を定めない輸出入者を除く。 (2) (同 左) 第 4 (同 左)

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給 申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手続は次による。 1 発給申請 (1)及び(2) (省 略) 2 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。 (1)及び(2) (省 略) <u>(3) 税関輸出入者コードの発給対象となる者が、上記第 3 に規定する発給対象として掲げる者以外の者である場合</u> 3 及び 4 (省 略) 5 税関発給コードを発給しない場合 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。 (1)及び(2) (省 略) (3) 上記 2 <u>(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u> 6 及び 7 (省 略)	第 5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給 申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。 1 発給申請 (1)及び(2) (同 左) 2 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。 (1)及び(2) (同 左) 3 及び 4 (同 左) 5 税関発給コードを発給しない場合 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。 (1)及び(2) (同左) (3) 上記 2 <u>(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</u> 6 及び 7 (同 左)

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 6 申請代理人による一括申請 申請代理人が次に掲げる場合には、一括申請を行うことができる。 ①及び②（省 略） 一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。 1 及び 2 （省 略） 3 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。 (1)及び(2)（省 略） (3) 上記第 5 の <u>2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u> (4)（省 略） 4 税関発給コードを発給しない場合 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。 (1)及び(2)（省 略） (3) 上記第 5 の <u>2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u> 5 及び 6 （省 略） 第 7 変更申請及び削除申請	第 6 申請代理人による一括申請 申請代理人が次に掲げる場合には、一括申請を行うことができる。 ①及び②（同 左） 一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。 1 及び 2 （同 左） 3 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。 (1)及び(2)（同 左） (3) 上記第 5 の <u>2(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</u> (4)（同 左） 4 税関発給コードを発給しない場合 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。 (1)及び(2)（同 左） (3) 上記第 5 の <u>2(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</u> 5 及び 6 （同 左） 第 7 変更申請及び削除申請

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
1 登録内容の変更 (1)及び(2) (省 略) 2 削除申請 (1)及び(2) (省 略) (3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。 イ～ホ (省 略) へ <u>その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合</u>	1 登録内容の変更 (1)及び(2) (同 左) 2 削除申請 (1)及び(2) (同 左) (3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。 イ～ホ (同 左)